

議案第39号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「）及び」を「）又は」に改める。

第7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「において国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受け、」に改める。

第8条第1項中「いう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「市長の指定する」を「現物給付（市長が医療機関等に対し、受給者又はその保護者に代わって心身障害者医療費を支払うことをいう。）ができる埼玉県内の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

令和4年6月3日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

心身障害者医療費の支給に係る利便性の向上を図るため、当該医療費の窓口払いを廃止する医療機関等の範囲を拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。